

令和5年度 危険物取扱者保安講習(法定講習)案内

実施機関 宮 崎 県

受託機関 一般社団法人宮崎県危険物安全協会

消防法第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を下記のとおり行います。

1 講習の日時及び場所

受付:講習開始30分前から

月 日	種 別	講習時間	講習会場	所在地・TEL
7月26日(水)	給油取扱所	13:30~16:30	小林中央公民館	小林市細野38番地1 ☎(0984)22-3482
8月2日(水)	給油取扱所	9:30~12:30	西都市コミュニティセンター	西都市聖陵町2丁目26番地 ☎(0983)43-3003
	その他	13:30~16:30		
8月10日(木)	給油取扱所	9:30~12:30	日向市日知屋公民館	日向市大字日知屋1425番地1 ☎(0982)52-7155
	その他	13:30~16:30		
8月22日(火)	給油取扱所	9:30~12:30	宮崎市中央公民館 大研修室(3階) 【駐車場:北側立体有料】	宮崎市宮崎駅東1-2-7 ☎(0985)29-8455
	その他	13:30~16:30		
8月23日(水)	給油取扱所	9:30~12:30		
	その他	13:30~16:30		
8月24日(木)	給油取扱所	9:30~12:30		
	その他	13:30~16:30		
9月1日(金)	給油取扱所	9:30~12:30	日南市生涯学習センター まなびピア	日南市木山2-4-44 ☎(0987)23-3777
	その他	13:30~16:30		
9月12日(火)	給油取扱所	13:30~16:30	高千穂町中央公民館 講堂(2階)	高千穂町大字三田井723-1 ☎(0982)72-7219
	給油取扱所	9:30~12:30		
9月13日(水)	その他	13:30~16:30	延岡市社会教育センター 研修室1(1階)	延岡市本小路39-1 ☎(0982)34-6549
	その他	9:30~12:30		
9月14日(木)	その他	13:30~16:30		
	その他	9:30~12:30		
9月15日(金)	その他	13:30~16:30		
	その他	9:30~12:30		
9月27日(水)	給油取扱所	9:30~12:30	都城市中央公民館 【駐車場:コミュニティ センター西側】	都城市姫城町7-8 ☎(0986)24-5969
	その他	13:30~16:30		
9月28日(木)	給油取扱所	9:30~12:30		
	その他	13:30~16:30		

- 「種別」については、裏面3の講習区分をご確認ください。
- 講習会会場では、本年度も咳エチケット・私語の禁止・手洗い手指消毒等をお願いいたします。
マスクの着用は任意としますが、今後の状況によってはマスク着用をお願いする場合があります。また、講習会を中止・延期する場合は事前に当協会ホームページの「危険物関係講習等について」に掲出します。
- いずれの会場も、駐車場に限りがあります。事業所等で乗り合せのご協力をお願いします。

【検索ワード等】

「宮崎県

危険物安全協会」

[<http://www.miya-syou.com>]



2 講習制度及び対象者

消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者免状の交付を受け、危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)において、危険物の取扱に従事している者(危険物保安監督者も含む)は、定められた期間内に受講しなければならない義務があります。

定められた受講期限は、原則として(規則第58条の14)

- (1) 前回講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内(本年度は令和2年度受講者が対象)
- (2) 危険物の取扱作業に従事した日から、1年以内。

ただし、過去2年以内に講習を受講、又は免状の交付を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から起算して3年以内に受講となります。

※受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり、**免状の返納**を命じられることがあります。
なお、現在危険物の取扱作業に従事していない方は受講の必要はありません。

3 講習区分

次の種類ごとに講習を行います。

- (1) 給油取扱所…給油取扱所(自家給油所も含む)に従事する方の講習
- (2) その他(一般)…給油取扱所以外の施設に従事する方の講習

4 講習科目及び講習時間

危険物関係法令1時間、危険物の火災予防等2時間の合計3時間です。(テキストは当日配布)

5 受講申請書、手数料及び申請書提出先

- (1) 受講申請書の配布場所

(一社)宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、各消防本部(危険物係)、町村役場消防係(一部)、
宮崎県総務部危機管理局消防保安課

- (2) 申請手数料(宮崎県収入証紙 4,700円 返信用切手 63円)

宮崎県の収入証紙は、宮崎県庁(本館1階職員互助会)、保健所、警察署、市町村役場・農協(一部)で販売しています。

- (3) 受講申請書提出先(郵送又は持参)

(一社)宮崎県危険物安全協会

(〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目7番18号 大淀開発ビル3階 電話 0985-22-1868)

※郵送する場合は、封筒の表に「申請書〇〇枚在中」と朱記し、簡易書留便等としてください。

6 受講申請受付期間

- (1) 令和5年6月26日(月)から令和5年7月7日(金)まで[厳守]

(土日祭日を除く8:30~17:15、郵送の場合は、令和5年7月7日(金)の消印まで有効。)

- (2) 申請書は、受付期間の到着順に受付しています。

なお、各会場とも申請受付期間内でも定員に達した場合は受付できません。他の会場へ変更していただく場合がありますのでご了承ください。

- (3) 申請書受付後は理由の如何を問わず、申請書及び手数料は一切返却できません。

7 受講票の交付

受講申請書を受理した後、受講票を交付(郵送)しますので、講習当日に免状に添えて受付に提出してください。

※受講日の1週間前までに受講票が到着しないときは、当協会までお問い合わせください。

8 講習終了の証明

講習終了の証明は、宮崎県知事が行い受講者の免状に「講習終了」の証印をします。

9 その他

- (1) 受付後の会場等の変更は原則として認められません。

- (2) 駐車場が確保できない会場もありますので、注意してください。いずれの会場も、駐車場に限りがあります。事業所等で乗り合せのご協力をお願いします。

～申請書の送付先・講習会についての問い合わせ先～

一般社団法人 宮崎県危険物安全協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目7番18号 大淀開発ビル3階 Tel. **0985-22-1868**